

京都市告示第 52 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、以下の水路等について農業用水路等に変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年5月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	起 終	点 点
上高野水0016号	左京区上高野畑町27番地の1地先 同町27番地の5地先	
川田水0031号	山科区川田山田5番地の3 同上	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課及び建設局土木管理部道路明示課)